

| 区 | 名称 | 所在地・電話番号 | 利用時間 |
|----|-----|------------------------|--|
| 太白 | 鶴の湯 | 長町4-3-24 ☎248-3028 | 15:00~18:00 |
| | 宮城野 | 喜代乃湯 | 16:00~19:00 (※日曜日のみ 14:00~17:00) |
| 青葉 | 花の湯 | 中223江1-20-23 ☎15221 | 15:00~18:00 |
| | 駒の湯 | 国分町1-4-19 ☎221-2859 | 15:00~18:00 |

シルバー1000円入浴券を配布します

65歳以上の方に、市内の銭湯が100円で利用できる平成30年度分の入浴券を、3月8日から配布します。

●配布場所 区役所障害高齢課市役所本庁舎8階高齢企画課

●対象 昭和29年4月1日以前に生まれた方

●利用日 原則毎月5日・25日。銭湯の定休日に当たるときは翌日へ振り替え。定休日は駒の湯が水・日曜日、その他は月曜日。施設点検等により休業する場合がありますので、各銭湯へご確認ください

利用できる銭湯

| 実施施設 | 所在地等 |
|---------------------|----------------------------|
| てらさわ小児科 科の子 ム | 20 青葉区中山2-26 ☎303-1519 |
| わくわくモリ保育所 | 青葉区五橋1-6-3 ☎797-39 |
| 宮城県済生会ツク(こどもケアルーム) | 宮城野区東仙台6-1-1 ☎293-1285 |
| 仙台保育園病児・病後児保育(ぼんだ) | 若林区南鍛冶町96-8 ☎395-7201 |
| すずき小児科・内科医院 | 太白区長町南4-5-102 ☎248-1665 |
| 五十嵐小児科・U歯科(にじいろルーム) | 泉区高森4-2-536 ☎377-4813 |

病児・病後児保育の利用には事前登録が必要です

病気または病気の回復期にあり、市内にお住まいのおおむね生後6カ月から小学6年生までの子どもを実施施設で預かります。

●利用料 1日当たり2千円(その他、給食費等の実費負担有り)

●必要書類 1 利用申請書とかかりつけ医などが記入した家庭医連絡票

●利用には事前登録(無料)が必要です。ご希望の方は、直接実施施設へお問い合わせください

税のお知らせ

■固定資産税・都市計画税の縦覧・閲覧ができます

| 期間 | 縦覧帳簿による縦覧 | 固定資産課税台帳の閲覧※ |
|-----------------------------|--|---|
| 4月2日(月)~5月1日(火) (閉庁日を除く) | 随時(平成30年度分の閲覧は4月2日(月)から)(閉庁日を除く) | |
| 場所 | 市役所本庁舎1階資産課税課、区役所税務会計課、総合支所税務住民課 | |
| 可能な方 | 土地または家屋を所有する納税者等 | 土地・家屋・償却資産の納税義務者 |
| ご覧になれる内容 | 所有する土地または家屋と同一区内にある土地または家屋の価格等(所有者氏名・住所は記載されていません) | 賃貸借契約等の対象となっている土地または家屋の課税台帳 |
| 必要なもの | 官公署発行の写真付きの本人確認書類(運転免許証など) | ①賃貸借契約書等②官公署発行の写真付きの本人確認書類(運転免許証など) |
| 手数料 | 無料 | 縦覧期間中に平成30年度分を閲覧する場合は無料。その他は台帳1件につき300円 |

※所有する土地・家屋の課税内容は、4月上旬に郵送する課税明細書でも確認できます

●代理人がご覧になる場合は、委任状が必要です。また、法人(会社)所有の資産について社員の方等がご覧になる場合は、代表者(本店が市外の場合は支店長等)からの委任状または代表者印・支店長印等のある閲覧申請書・縦覧整理票が必要です(委任状等の様式は任意。市ホームページからもダウンロード可)

●所有する資産の評価内容等の詳しい説明は、市役所本庁舎1階資産課税課・2階北固定資産課・3階南固定資産課で行います

●平成30年度の固定資産課税台帳登録事項証明(評価証明・公課証明)の交付は、4月2日(月)より行います

問下表の担当課まで

| 対象 | 物件所在地 | 担当課 | 電話番号 |
|--------------------|-------|--|----------------------------------|
| 縦覧帳簿による縦覧・評価内容等の説明 | 土地・家屋 | 青葉区 | (土地) ☎214-8596 (家屋) ☎214-8604 |
| | 土地・家屋 | 泉区 | (土地) ☎214-8597 (家屋) ☎214-8605 |
| | 土地・家屋 | 宮城野区・若林区 | (土地) ☎214-8689 (家屋) ☎214-8694 |
| | 土地・家屋 | 太白区 | (土地) ☎214-8690 (家屋) ☎214-8695 |
| 償却資産 | 全区 | 資産課税課 | ☎214-8619 |
| 固定資産課税台帳の閲覧 | | 資産課税課☎214-8617、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は10ページ) | |

■固定資産税の路線価を4月2日(月)から公開します

●公開対象 一宅地の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置

●公開場所 市役所本庁舎1階資産課税課、区役所税務会計課、総合支所税務住民課、市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター 問資産課税課☎214-8617

■市県民税・所得税の申告期限は3月15日(休)まで

申告期限が近づくと大変混み合いますので、早めの申告をお願いします。

問市県民税は市民税課【青葉区・泉区】☎214-8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214-8638。所得税は仙台北税務署☎222-8121、仙台中税務署☎783-7831、仙台南税務署☎306-8001

■市税の納付は口座振替が便利です

市税の納付には、便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。平成30年度の固定資産税・都市計画税は、3月20日(火)までに預貯金の口座がある金融機関またはゆうちょ銀行の窓口でお申し込みの手続きをしていただくと、第1期(5月1日振替日)からの口座振替に間に合います。問収納管理課☎214-1010

ページー口座振替受付サービスをご利用ください

「ページー口座振替受付サービス」は、金融機関のキャッシュカードがあれば、印鑑(口座届出印)が無くても市の窓口で市税や各種保険料等の口座振替の申し込み手続きができる便利なサービスです。

●サービス対象金融機関 七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、ゆうちょ銀行

●対象科目 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)、保育所保育料

●サービス受付窓口 1 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課【介護保険料】区役所保健福祉課【介護保険料】区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課【市税】市役所上杉分庁舎納税課各課、区役所税務会計課、総合支所税務住民課【保育料】市役所上杉分庁舎7階認定給付課、区役所家庭健康課

●申し込みに必要なもの 1 サービス対象金融機関のキャッシュカード、口座振替対象科目の納付書等(通知書番号が分かるもの)

●口座名義人本人の手続きが必要

●従来どおり金融機関窓口で口座振替依頼書により申し込みもできます

■保健・福祉

不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請手続きは3月30日まで

特定不妊治療が平成29年度内に終了し、助成申請を予定している方は、3月30日(金)までに申請手続きをください。やむを得ない事情で申請に間に合わない場合は、3月中にお住まいの区の区役所家庭健康課までご相談ください。

問区役所家庭健康課(☎は10ページ)

■豊齢カードを送付します

昭和28年4月2日から昭和29年4月1日生まれの方に、市の施設の一部が無料または半額で利用できる豊齢カードを、3月下旬ごろ送付します。

問区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

4月から国民健康保険制度の一部が変わります

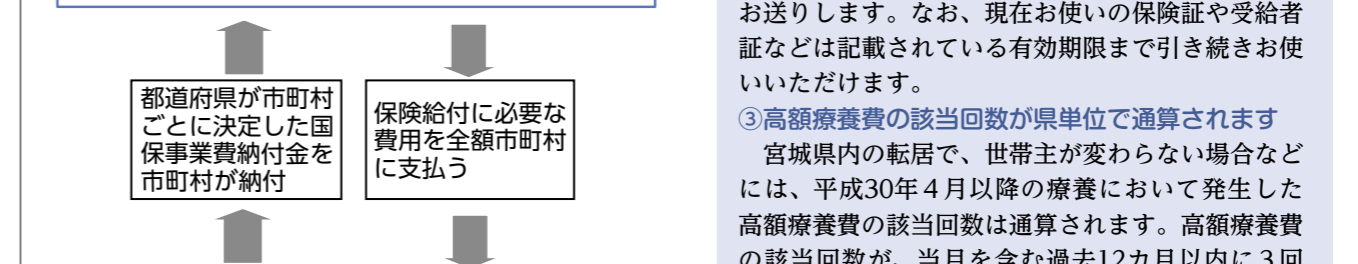
都道府県が市町村とともに国民健康保険(国保)制度を運営します

これまで市町村単位で個別に運営されてきた国保制度は、4月からは制度の安定化を図るため、都道府県が財政運営の主たる責任を担います。

平成30年4月から 都道府県が市町村とともに運営

都道府県 国保運営の中心的な役割

- 都道府県内の統一的な運営方針を決定
- 市町村ごとの国保事業費納付金を決定
- 給付に必要な費用を全額、市町村へ支払う



市町村 加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施

- 加入者の資格管理(各種届け出の受け付け・保険証の発行など)
- 保険料の賦課・徴収
- 給付の決定・支給
- 国保事業費納付金を都道府県に納付
- 保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施

国保に加入している方への影響

- ①国保の資格取得・喪失は都道府県単位になります**
同一の都道府県内であれば、転居しても国保の資格は変わりません。ただし、転居先の市町村において、改めて保険証が交付されるため、転入・転出の届け出は必要です。他の都道府県へ転居した場合には、国保の資格の取得・喪失が生じます。
- ②保険証などの様式が変わります**
都道府県も国保を運営することとなるため、保険証や高齢受給者証などの様式が変更になります。保険証は9月に、高齢受給者証は7月に新しい様式でお送りします。なお、現在お使いの保険証や受給者証などは記載されている有効期限まで引き続きお使いいただけます。
- ③高額療養費の該当回数が県単位で通算されます**
宮城県内の転居で、世帯主が変わらない場合などには、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の該当回数は通算されます。高額療養費の該当回数が、当月を含む過去12カ月以内に3回以上あった場合、4回目から自己負担限度額が低くなります。

※保険料の納付先や保険給付の申請、各種届け出の窓口は、これまでどおりお住まいの区の区役所・総合支所でも変わりません

※医療機関を受診される際は、これまでどおり保険証を提示してください

問区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は10ページ)